

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市上下水道局が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和6年5月8日

富山市上下水道事業管理者 前田 一士

1 随意契約の内容

(1) 件名

速星雨水ポンプ場外草刈業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

施設内の除草

(3) 役務の提供を受ける期間

令和6年6月3日から令和6年10月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年5月31日

(2) 提出先

上下水道局西上下水道サービスセンター